平成２７年（フ）第４７４号
相模原市中央区相模原６丁目４番７号　ベルハイツⅡ207
債務者　岡本　尊子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９７号
相模原市中央区宮下本町３丁目18番19号
債務者　知久恵美子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９９号
相模原市中央区矢部１丁目25番15号　ドエルＭＫ103
債務者　華正商行こと中国市場こと　加藤　正隆
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０１号
相模原市中央区田名6202番地１　長谷川ハイツ101
債務者　佐久間　勉
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０６号
相模原市南区相南４丁目12番15号　コーポアザレア４　101
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０９号
相模原市中央区上溝4427番地22　２Ｆ
債務者　平山　せつ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１０号
神奈川県座間市相模が丘３丁目45番４号　アイビスレジデンス相模が丘201号
債務者　大澤　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１２号
相模原市中央区上溝811番地３　エミネント21Ｂ―501
債務者　朝倉　紀江
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９８９号
堺市美原区青南台２丁目10番８号
債務者　川崎　成輝
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０７９号
大阪府富田林市向陽台３丁目３番５―306号
債務者　池田さおり
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９０号
大阪府松原市一津屋５丁目18番19―201号
債務者　西山まゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９７号
堺市東区南野田438番地３　アネモスコーポ203号
債務者　柴山　好夫
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０４号
堺市堺区七道西町12番地22　市営七道並松団地１棟107号
債務者　浅田美津江
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９号
堺市西区鳳東町７丁800番地６　コートハウスヨーク106号
債務者　奥村　啓二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
長崎県長崎市西町33番15号
債務者　中田美由紀
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷653番地３
債務者　濵本　雅嵩
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３００号
長崎県長崎市目覚町24番17号　山道アパート101、旧住所長崎県長崎市西坂町５番16号
債務者　山下　律子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係